

第 6730 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 27日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 令和2年10月から12月の裁決事例

**Q** : 令和2年10月から12月の裁決事例が公表されたとか。どのような内容だったのですか？

**A** : 次のような内容でした。

### 【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和2年10月から12月の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が2件、法人税法関係が3件、相続税法が1件の6件でした。

主なものには次のようなものがありました。

### 【相続税法関係】

この事案は、死因贈与契約により財産を取得した者が提出した相続税の申告書が期限後であるとして原処分庁がした処分が不当であるとしてその取消しを求めたものです。

請求人は被相続人の遠縁に当たる者で、本件相続は相続人が不存在であるから相続財産管理人を選任しなければならず、相続の開始があったことを知った日は相続財産管理人による相続債権者・受遺者に対する債権申出催告の公告に係る請求申出期間満了日を経過したときなので、その翌日から10ヶ月以内に申告書を提出しているから期限内申告だと主張しましたが、審判所は、相続税法における「その相続の開始があったことを知った日」とは、自己のために相続の開始があったことを知った日を意味するものと解され、請求人が被相続人の死亡の事実を知った日が相続の開始があったことを知った日となるから、申告書は期限後申告になるとして請求人の主張を棄却しました。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

